

平成 2 0 年 8 月 8 日

高松市水道事業管理者 稲 垣 基 通 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 1 8 年 5 月 2 6 日付け高水浄第 3 7 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の 3 件である。

- （１） 土地改良区，水利組合その他の団体，国，自治体，個人との間の取水協力に関する覚書，協定書，念書，契約書その他の契約内容の分かる一切の文書
- （２） 平成 1 3 年度以降の高松市水道局の「受水費」予算の積算内訳の全部
- （３） 平成 1 3 年度以降に高松市水道局から土地改良区，水利組合その他の団体，国，自治体，個人に対して取水協力・受水協力の対価等として支出した「受水費」その他の支出に係る会計書類（取水協力謝礼金またはこれに類するもの，補助金，交付金，助成金を含む。）

対象行政文書について，実施機関（高松市水道事業管理者をいう。以下同じ。）が公開，一部公開および非公開とした処分のうち，「予算見積要求書中の県の受水費に関する部分」については，非公開とした処分を取り消し，公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成18年4月24日（4月23日付け）に、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は、同年5月2日に公開、一部公開および非公開の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて同月12日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- （1） 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- （2） 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- （3） 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- （1） 請求の対象となった事務・事業の概要

水道事業運営における関係各種団体との取水協力・受水協力に関する契約事務および支出事務

- （2） 非公開部分について

ア 請求内容1－（1）について

対象行政文書は、土地改良区、水利組合との間の取水協力に関する覚書、協定書、契約書である。

このうち非公開とした情報は、取水協力に関する覚書、協定書の相手方団体名、個別金額および団体代表者等の印影である。

水道事業を円滑かつ安定的に維持するためには、原水の確保が不可欠であり、水利関係者である土地改良区の理解・協力なくしては、事業運営が保たれない現状にあることから、土地改良区等の名称や個別金額を開示することにより水道事業の適正な運営が妨げられるおそれがあり、また、当該土地改良区等との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる。

よって、条例 7 条 5 号イに該当し非公開が相当である。

また、団体代表者等の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれが認められる。

よって、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

イ 請求内容 1－(3) について

対象行政文書は、土地改良区、水利組合に対して取水協力の対価として支出した「受水費」等の支出負担行為伺書、支出管理票、請求書（平成 13 年 4 月分～平成 18 年 3 月分）である。

このうち非公開とした情報は、取水協力に関する取水協力謝礼金等の相手方団体名、個別金額、団体代表者等の印影および団体の金融機関情報である。

相手方の団体名や個別金額等が公開されると、関係水利組合等は、他者の細かい算定用件は知らずに、単純に金額の比較から、自己の評価に不満、不信の念を抱くおそれもないとは言えず、また、本市における各浄水場の原水の取水のため、各水利組合関係者の理解と協力を基に、その信頼関係から円滑な事業運営が保たれているところであり、当該事業の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり、また、信頼関係を損なうおそれが認められる。

よって、条例 7 条 5 号に該当し非公開が相当である。

また、団体代表者等の印影については、公表すべき合理的理由およ

び必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれが認められる。

よって、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

同様に、団体の金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとは到底言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、当人の正当な利益を害するおそれが認められる。

よって、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

ウ 請求内容 1 - (2) について

対象行政文書は、予算見積要求書である。

予算見積要求書には、実施機関が実施する事業の詳細が記載されており、予算執行に係る詳細部分（件名、単価、数量、積算根拠等）の情報も含まれていることから、公にすることにより、今後の継続する水道事業の適正な運営が妨げられるおそれがある。

よって、条例 7 条 5 号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、「土地改良区、水利組合との間の取水協力に対する覚書、協定書、契約書」、「土地改良区、水利組合に対して取水協力の対価として支出した「受水費」等の支出負担行為伺書、支出管理票、請求書（平成 13 年 4 月分～平成 18 年 3 月分）」および「予算見積要求書」である。当時の決定においては、全部公開したものと一部公開および非公開としたものがあり、一部公開および非公開行政文書の非公開部分について検討する。

(1) 「団体代表者の印影」について

法人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められると判断することから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 金融機関情報について

金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとはとうてい言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、当人の正当な利益を害すると認められるから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(3) 相手方団体名および個別金額について

実施機関の説明によると、本市の他都市に類例をみない厳しい水事情下にあって、安定した水源確保のため、関係土地改良区等に協力依頼し、河川流量が豊富な時期に土地改良区等管理のため池に貯留して、配水調整等をお願いしていることが実態であり、受水費等はその取水協力の対価であり、その額は、各々の組織規模や施設の状況、水量の安定度合い等様々な要件の違いの中で算定されているということである。関係土地改良区等に関する情報を公開することにより、農業用水に余剰が生じているかのような誤解から、香川用水の配分問題等他県への波及（悪影響）により、本市水道水の安定給水のみならず、農業用水の確保にも大きな支障を来すことが確実に想定されるということである。また、長年の信頼関係を損ね、取水協力が不可能となる水利関係者が出ることにより、平常時の安定取水や渇水時の取水協力に、多大の悪影響を及ぼし、取水停止が十分想定されるなど、水道用水の安定供給という公益が損なわれるというものである。また、公営企業である水道事業経営の正当な利益（公共性と経済性の発揮の下、清浄にして豊富・低廉な水の供給）

が害されることになるというものである。

確かに、安定した水源確保のためとはいえ、このような実態が明らかになると、農業用水にまるで余剰が生じているかの誤解を受け、香川用水の配分量削減にまで影響を及ぼすおそれもないとは言えない。

このようなことから、公費執行に関する情報は原則公開すべきところではあるが、渇水が頻発化する地域性の中で、市民の命の水を守り安定供給をしなければならないという水道事業の目的達成と円滑な執行に、支障が生じる場合が想定され、ライフラインとしての公益が損なわれ、日常の給水に支障を生じるおそれもないとは言えないことから、関係土地改良区等の情報について、実施機関が条例7条5号により非公開とした処分は相当である。

(4) 予算見積要求書について

当該文書には、受水費支出対象別の金額および積算内訳が記載されており、当該部分については、上述の理由により非公開相当であるが、「県の受水費に関する部分」については、非公開とする理由が無いから公開すべきである。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会としては、情報公開の時代の中で、本件請求内容についても、将来的には公開することが望ましいと認識しており、根本的解決のためには、その前提として、地域や既得水利権の枠を越えた、農業用水・工業用水・水道用水の利水の実態に合った合理的な調整が行われるよう、水利権の見直しや弾力的運用に向けた制度化も必要と考える。

このようなことから、実施機関においては、県内の水道事業体と連携し、国・県に対し、今後とも引き続き、地域や既得水利権の枠を超えた弾力的な運用の制度化について要望を続けるとともに、既に関係土地改良区と締結している協定書等についても、これまでは前記複雑な事情からやむを得ない部分もあるとしても、このままでは市民や他県の水利関係者にも無用の誤解を生じさせることもあるので、関係土地改良区の理解を得る中で、公開を前提とし、可及的速やかにこれを見直し、より合理的・統一的なルールを確立さ

れるよう強く、要望するものである。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 8 年 5 月 2 6 日	諮問書受付
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 0 年 6 月 1 9 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 7 月 3 0 日	答申案審査
平成 2 0 年 8 月 8 日	答申